

収入基準の年収換算表

☆ 前年分所得の月額が次の金額以内であること
(前年1年間の**所得金額**÷12ヶ月)

一般階層 158,000円

裁量階層 214,000円

☆ 収入のある人が給与所得者1人の場合の早見表
(前年1年間の**総収入**で見てください。)

単位:円

区 分		扶 養 親 族					
		単身者	2人世帯 (1名扶養)	3人世帯 (2名扶養)	4人世帯 (3名扶養)	5人世帯 (4名扶養)	6人世帯 (5名扶養)
入居 収入 基準	一般階層	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
	裁量階層	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

「**裁量階層**」とは次に掲げる世帯です。

該当世帯	該 当 要 件
高 齢 者 世 帯	入居を申込み方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合。 ※年齢の基準日は、申込日現在とします。
障 害 者 世 帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが障害者(以下の条件の方)である場合。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている、1級～4級までの身体障害者の方。 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている1～2級の精神障害者の方。 (3) 療育手帳の交付をうけている㊤からBの1の知的障害者の方。
戦 傷 病 者 世 帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合。
被 爆 者 世 帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生大臣の認定を受けている場合。
海外引揚者世帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から5年以内の場合。
ハンセン病療養所入所者世帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者」である場合。
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合。